

○ 財務省、厚生労働省、経済産業省、告示第十号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十九年四月一日付けをもつて、平成二十一年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十九年三月三十一日

（次のように）は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ喫事事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一